

同一労働同一賃金や有給5日付与、残業上限規制、高齢者雇用はどう取り組むのか

労務管理
激変
時代

働き方改革に対応した



企業実務と実践

ここ数年かけて改正された働き方改革関連法は、本年4月から中小企業にも同一労働同一賃金が適用されるなど、本格運用が始まりました。

また、70歳までの就業機会を企業に求める高年齢者雇用安定法も、この4月から改正されています。

本講座では、働き方改革のメインとなる「年次有給休暇5日付与義務」「残業上限規制」「同一労働同一賃金」「70歳までの就業機会確保」の内容と実務対応につき、法律・通達・指針に基づき、Q&Aを交えながら留意点等について解説いたします。

中小企業にとって大きな経営課題ともなるこの働き方改革、自社でどう取り組むべきか、ヒントを得られる講座になっています。

お申込・参加にあたって

- ・新型コロナウイルス感染防止の観点から、会場収容人員の1/2以下の定員を設けさせていただきましたこと、ご容赦下さい。(申込先着順にて締切)
- ・参加の際は、マスク着用にての来場をお願いします。
- ・なお、当日、「発熱」「だるさ」「息苦しさ」等の向きがある際は、出席をお控え下さい。感染拡大防止と安全第一のご理解をお願いします。

実施要項

日時 ● 2021年6月4日(金) 午後1時30分～4時30分

会場 ● 仙都会館8階会議室 (青葉区中央2-2-10)

※会場には専用駐車場がございませんので、公共の交通機関をご利用願います。
なお、車でお越しの方は、近隣の有料駐車場をご利用下さい。

定員

42名

受講料 ● 会員1名 2,000円
● 一般1名 8,000円

受講料、当日受付にて
(税込、テキスト代含む)

講師 ● 特定社会保険労務士 小島 信一氏

主催 ● (公社)仙台北法人会・(公社)仙台中法人会・(公社)仙台南法人会【3会共催】

問合せ ● (公社)仙台北法人会

〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-3-22 仙台ビルディング6階 TEL 022-263-0151

【働き方改革に対応した企業実務と実践講座】(6/4開催) 申込FAX用紙

仙台北法人会行

FAX:022(268)0205

申込締切:5/28(金)

法人名		種別	会員・一般
所在地	〒		
電話番号		受講者名	
FAX番号		受講者名	

※なお、セミナーの開催進行に必要な最低人数などにより、中止になる場合もございますので、予めご了承下さい。
※個人情報の取り扱いについては、本会の事業活動以外の目的で利用することは一切ございません。

働き方改革に対応した 企業実務と実践

講座内容

I. 【導入】

- ・働き方改革法案の全体像
- ・中小企業は何を、どう変えないといけないのか
- ・働き方改革のスケジュール

II. 【同一労働同一賃金】

1. 同一労働同一賃金とは何か
～職務の範囲、責任の程度、その他の事情をどのようにして明確化するのか～
2. 法律とガイドラインを受けて、何をどう変えるべきか
～就業規則、賃金規程はどこから、どうやって見直すべきか～
3. 賞与、退職金を非正規（パート、アルバイト、嘱託）にも支払うべきなのか ～最新の裁判例を受けて～

III. 【年5日の有給休暇を与える義務】

1. 年次有給休暇の基本原則
2. 年5日の時季指定義務とは今までと何が違うのか
3. 就業規則には、どう規定するのか、記載は義務なのか
4. 運用上の留意点とは、計画的に付与する必要があるのか

IV. 【時間外労働の上限規制】

1. 70年ぶりの大改正とはどういうことか
2. 1か月、1年、結局何時間まで残業が可能になったのか
3. 労働安全衛生法上の時間管理とは何か、管理職も時間管理するのか
4. 36協定の出口規制とは何か、罰則がつくのか

V. 【70歳までの就業機会確保】

1. 高年齢者雇用安定法について
2. 70歳までの就業機会確保について
3. 企業は、何をどこまでやる必要があるのか



講師

特定社会保険労務士 小島信一

大学卒業後、大手酒類・食品卸会社営業職を経て平成8年小嶋経営労務事務所入所し、そこで社労士業務を11年間修行し、その後平成19年4月小嶋経営労務事務所所長として独立開業した。現在、中小企業から東証1部上場企業に至るまで多くの規模・業種の会社、非営利法人などをクライアントに持ち、就業規則の作成、労務相談、人事制度の設計・アドバイス、業務改革等のコンサルタント業務や社会保険の手続、助成金の申請、給与計算等の実務を行っている。また、都内をはじめ全国各地で講演活動も行い、ビジネス書・ビジネス雑誌の執筆も行っている。